

制 定 平成25年9月13日

改 正 令和6年4月26日

みなとみらい21公共空間活用審査要綱

(趣 旨)

第1条 本要綱は、「みなとみらい21公共空間活用委員会規約」(以下「委員会規約」という)第11条に基づき、審査するための必要な事項を定める。

(対象エリア)

第2条 本要綱において対象となる公共空間は、別図1の通りとする。

(対象となる行為)

第3条 本要綱において審査の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- (1) 横浜市市街地環境設計制度第7編第5章第1項(1)アに基づく公開空地一時使用にあたるもの。
- (2) 都市公園法第5条第1項に基づく設置及び横浜市公園条例第6条に基づく行為にあたるもの。
- (3) 道路法第32条に基づく道路占用にあたるもの。
- (4) 横浜市特定街区運用基準第6条第2項(2)のイ(ア)に基づく特定街区における有効空地の一時占用にあたるもの。
- (5) 地区計画の区域内における地区施設等の維持管理に関する取扱い第4条に基づく地区施設等の一時占用にあたるもので、みなとみらい21中央地区における地区施設一時占用に関する協議指針の5アに該当するもの。

(審査基準)

第4条 本要綱における審査基準は、以下のとおりとする。

- (1) みなとみらい21地区(以下「MM21地区」という)の環境と調和するものであること。
- (2) 来街者に期待感と高揚感を与えるものであること。
- (3) 快適で賑わいのある空間の創出に寄与するものであること。
- (4) 公の場にふさわしいものであること。
- (5) 原則として単なる企業のPR及び商品広告でないこと。
- (6) 安全面に十分配慮されていること。
- (7) 政治活動及び宗教活動に関する催事でないこと。
- (8) 法令により禁止されている催事及び公序良俗に反する催事でないこと。
- (9) デザインは以下のとおりとする。
 - ア 屋外広告物は、本要綱第3条の対象となる行為に関連する広告に限ること。
 - イ 屋外広告物は、賑わいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、また著しく景観を損なわないように配置数に配慮されたものとする。
 - ウ 建築物や工作物は、MM21地区にふさわしい賑わいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン

等について工夫されたものとする。

(その他)

第5条 その他、本要綱に取り決めがない事項については、みなとみらい21公共空間活用委員会で協議し定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

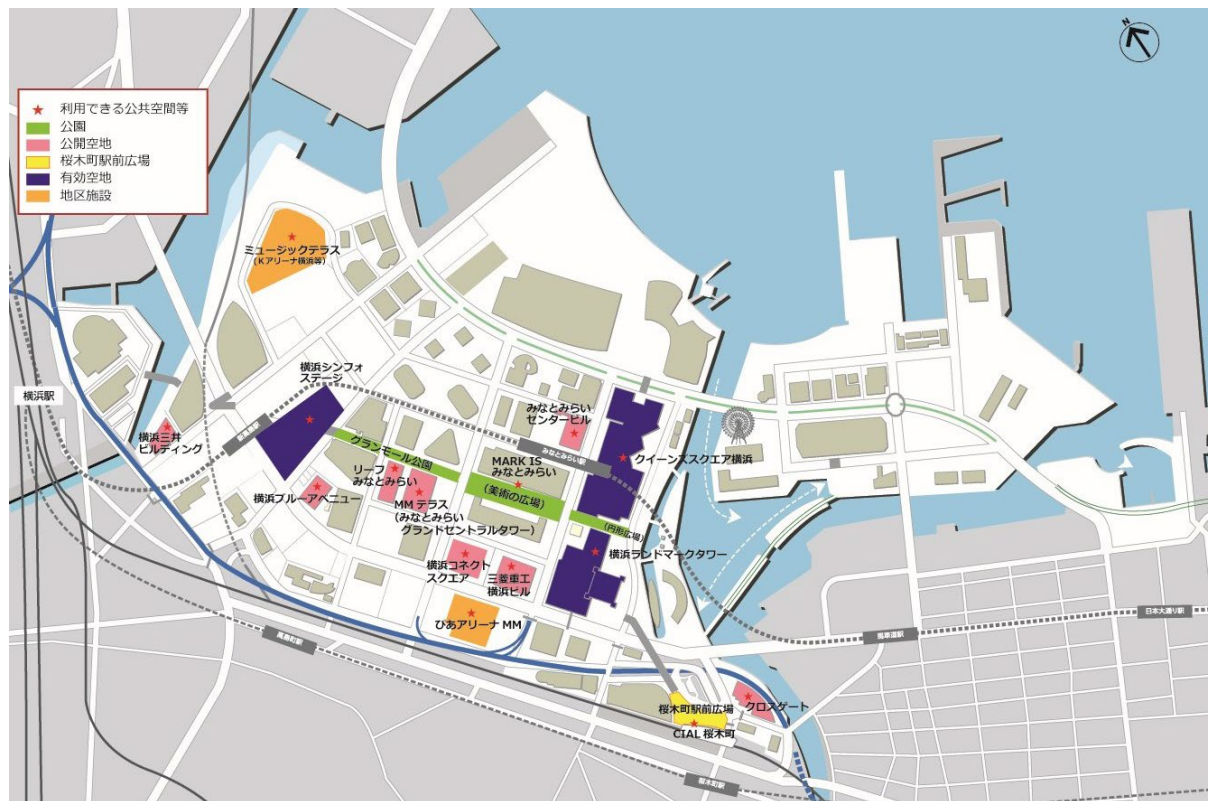
附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

別図1



※各公共空間は敷地全体を表示しています。